

2 荒子保第4622号
令和3年3月19日
(公印省略)

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

令和3年3月22日以降の対応について

日頃より荒川区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

区では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和3年3月21日の期限で解除されるため、登園自粛の要請等は3月21日までとし、3月22日以降は、引き続き感染拡大防止に向けた取組を実施の上、保育施設を運営することといたします。

あわせて、3月22日以降の保育料における日割り方式の減免については、在籍園で新型コロナウイルスの感染者が発生し臨時休園した場合のみを対象といたします。

保護者の皆さまにおかれましても、感染拡大防止に向けて、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

注 これらの対応につきましては、3月19日現在のものであり、今後の状況等により変更になる場合は、改めてお知らせいたします。

問合せ先

子ども家庭部保育課	代表電話：3802-3111
(認可保育園)	保育指導係 内線3823
	入園相談係 内線3825
(認証保育所)	保育管理係 内線3828
(家庭福祉員)	保育管理係 内線3822